



つていろいろ線を固持されておりましたので、やむを得ず三百円まで増額していただく。こういうことになりまして、百円を三百円に増額改正にする。こういうぐあいに改めたのであります。

それから第八條中の、遺骨引取りに關する経費が従来千五百円になつておりましたが、四月の鉄道運賃改正によりまして運賃が二百三十円増額になりました。この点汽車賃の改正の線に接近をさせるべく千七百円まで増額していただく。こういうことに改正したわけでありませう。

それから帰郷旅費をば上陸地から帰郷地までの距離に応じて、従来一千円になつておつたものをば一千円ないし三千円、別表をつけていろいろぐあいに増額改正いたしました次第であります。

それからもう一つ、一番問題になりましたのは療養費であります。療養費を従来二年間の療養期間をば三年間に延長する。こういうぐあいに改正いたしましたのであります。このほかにもいろいろ参議院といたしましては、遺族のいわゆる弔慰金というようなものも一応考慮できないかというので、改正の点に苦心いたしましたのであります。が、どうしても予算措置上財源的に困難な状態にありましたので、やむを得ず一応の改正案をば今回提出いたしました次第であります。この改正案によりまして、たとへば遺族の埋葬費であります。生活保護法との関係におきましても、最低五千円でありませうけれども、この千七百円に増額されたものと、それから埋葬費関係全部合せましても、まだ三千円ちよつとしかならないというのであります。まだ一般の

最低葬費よりも非常に低いというところをば御了承願ひまして、何とぞ衆議院におかれまして、改正案に御賛成していただくようにお願いしたいと思います。

それから特別未帰還者給与法の一部を改正する法律案は、これは従来交渉いたしましたとき、中共地区が問題になつたのであります。中共地区は確たる対象者を把握するに困難ではないかということでありませう。そのときは中共地区だけは除くというので、わずかにシベリヤ地区の一般邦人だけにこの特別未帰還者給与法を適用する、こういうぐあいに相なつておつたのであります。しかしながら漸次中共地区からの通信も多るようになりまして、また受取り側の留守家族の方から見ますと、これは非常に不公平な状態になつておられますので、当然特別未帰還者給与法を、中共地区の未帰還者の留守家族にも適用して行くという趣旨を述べまして、この機会にソビエト地区だけでなく、いわゆる三十八度以北の北鮮及び北緯五十度以南の樺太、それから千島、それに中国共産地区、これだけのもを含めまして留守家族にも、この未復員者給与法を適用するというふうに改正案として提出した次第であります。

なお予算措置といたしましては、本年度当初に組みました予算が予定通り帰つて参りませぬので、その方の財源が相当流用できるということから研究折衝いたしました結果、こういう法案を提出した次第であります。本年度の特別未帰還者に対する分は、大体八千二百万円というようなくあいに組んでおつたのであります。現在まで四千

二百万円程度でありますので、今度の改訂によりまして、さらに残額でもつて本年度はやつて行ける。本年度は大体二億五千万円というぐあいに増額になるわけでありませう。これも大体二万四千人程度をば本年度の対象者として見込んでおるわけでありませう。給与法の改正によりまして、この増額分は、帰郷旅費の分で大休本年度増加額が七百五十万円、二十五年増加額が八千二百万円、それから事務引揚げ経費の方が、本年度が四百五十万円、来年度が三百五十万円、こういうぐあいに見込んでおるのであります。それから療養費の方が、大休来年度増額、この三年間延長いたしましたために一億一千七百万円だけふえておる。こういうことなるわけでありませう。大体総合的に予算措置を考えますと、昭和二十四年度が二億七千万円、昭和二十五年度が十四億九千五百万円、こういうぐあいにこの改正によつて増額されて行くわけでありませう。大体の算定の基礎といたしましては、二十四年度帰還予定一万九千五百人、これは今度の十一月二十四日から来年三月二十五日までという期間を予定いたしております。しかし実際に一万九千五百人が帰つて来るかどうかというところは、非常に困難な状態と一応考えられるのであります。大体この程度に見たわけでありませう。死亡公報を今度出すものが二万二千名、療養者が月平均大体八千人、扶養手当が大休延べにいたしまして二十万五千件であります。こういうぐあいに基礎の方を見てもおつたのであります。それから帰還予定数が二十五年が大体十四万人であります。死亡公報が一万八千、療養者が大体八千名、扶養手当の

方が二十万三千件、大体このような算定の基礎でこの法案を組みましたので、以上御了承願ひたいと思ひます。

○川野委員長 これより質疑に入りませう。内藤友明君。

○内藤(友)委員 ただいま提案理由の御説明を聞きまして、まことにけつこいなことだと思つたのであります。なお提案者から予算的措置でございませう。お話しされましたので承りましたのでありますが、大蔵当局の水田さんにお伺いしたいのであります。今予算的措置のことを提案者からお話になりましたが、それはその通りと心得てよろしゅうございませうか。それをひとつ……

○水田政府委員 今提案者岡元さんから説明された通り、この問題は非常に熱心に参議院が向うとの折衝にも当られました。私たちと全部相談の上でやつておりました関係上、予算の点は全部検討済みになつております。

○三宅(則)委員 この未復員者に対しての数字の御説明があつたわけでありませう。さらに相当ソビエト地区また中共地区から帰つて参りますが、予算の範囲はどのくらいでありますか。もう一べん御説明願ひたいと思ひます。

○岡元参議院議員 大体未復員者の状況につきましては、総司令部の発表を基準として一応考えなければならぬと思つたのであります。これは衆議院においても御同様かと存するのでありますけれども、その中から大体予算措置とにらみ合わせ、また従来の帰還状況等を勘案いたしまして、大体どの程度まで帰れるかということ把握するのには、実際から申しますと、これを確實に握り得るといふことは非常に困難な

状態にあるのであります。そこで先ほど説明しましたように、残留数の中から来年一ぱい二十五年までを考慮に入れまして、死亡の確認を得る。これは確實にこれだけの資料を得られるだろう。それによつて死亡確認の公報が出せるというところを、政府側とも十分打合せてつかみました数をただいま申し上げたわけでありませう。それから大休の残留しておられます総司令部発表の数の中には、死亡者が相当含まれてゐることも一応考えられますので、今までの四年間の引揚げの状態とにらみ合わせまして、この程度のもは帰つて来るであろうということをつかみまして、二十三年度予算処置をいたしたわけでありませう。的確な数字はここで申し上げられませぬ。昭和二十四年十一月二十四日から、来年三月二十五日までの帰還予定が一万九千五百名、それからこの間に政府が発表できるであろうと考えられるところの死亡公報者を二万二千名、それからこの法の適用を受け得られるところの療養者、これは法文の中にも明らかにしてあります。この病原の起因が問題となるのでありますけれども、大体療養者月平均一万人、それから扶養手当、これはいわゆる家族数によつて違ひますが、延べにいたしまして二十万五千件、昭和二十五年帰還予定者十四万人、それから死亡公報が一万八千件、療養者月八千名、これはだんく減つて行くわけでありませう。それから扶養手当が二十万三千件、かように見えておられます。

○三宅(則)委員 今の御説明によりまして相当数が帰つて来るのであります。この家族の方に渡す手当二十万五

千件というものにつきましては、わが衆議院におきましても、たとえ所得税等についても多小の軽減をしなければならぬのではないかと、試案を持つておられるのですが、その方につきましては、政府当局とお打合せになつておられるか。

○岡元参議院議員 この問題につきましては、参議院におきましてもいろいろ課税特例法案等を立案いたしまして、関係方面とも折衝いたしておりましたが、いまだに解決つかずにおりますので、どうぞ衆議院の方のお力ひとつその方面をお進め願いたいと思ひます。

○三宅(則)委員 だいたい参議院の方では相当考慮しておられるけれども、まだ関係方面と折衝が済んでいない、こういうわけでありますが、私の考え方もいたしましては、これは未復員者に対してはその家族について相当の毒なものがあられるわけですから、水田政務次官もおられるわけでありまして、今度大蔵省としても相当考えてもらつて、たとえて申しますと、その家族に対しては要するに一割なら一割安くしてやるというようにすることも構想ができると思ひますが、政府といたしまして水田政務次官のお考えを承りたいと思ひます。

○水田政務委員 この問題につきましては、はひとり未帰還者だけでなく、遺骨の帰つて来られた遺族とか、あるいは未亡人についても同様の問題があるもので、考えるときにはそういう点も一緒に考えたいということ、社会保障制度の一つとして、今全般的に審議会の問題になつておられます。現在のところ、まだこれをやると言うわけには

参りませんが、非常にこの問題はむずかしゆうございまして、わずかの手当をもらつておられるからといって、事実うちには財産があつて、全体収入としては一般の人よりもはるかに多いという人もおられます、やはりこれだけの所得に限つていいということになつたらむろん税はかかりませんし、ほかの収入と合せて相当多い収入をとつておられる者は、国民と同じく税がかかるというので、これは具体的には非常にむずかしい問題になります。そこで、今社会保障審議会の方でまとめてそういうものは研究してもらつて、こういうふうになつておられます。

○三宅(則)委員 だいたいまの政務次官の御説明であります、私はこれに關連いたしまして、ぜひ今度の四月から施行せらるべき根本的の税制改革に、間に合ふようにやつてもらつたら便宜だと思ひますが、その辺はどんな構想であるか承りたいと思ひます。

○水田政務委員 研究いたしまして、今未復員者の問題あるいは引揚者の留守家族等に対する課税の問題について、社会政策的な考慮については、三宅委員から質問されている点はわれわれもまことに同感であります、私これに關連いたしまして、この際大蔵政務次官に伺つておきたいのは、そのほか社会政策的な制度として行われておるものに對しまして、なおいろいろの面において課税が行われておる。たとえば国民健康保険の關係において、医師がきわめてわずかな収入をもらつておられる部分につきましても、これはそれ以外の収入があることはもちろんでありますけれども、全体のやはりお医者な

らお医者の中にも国民健康保険關係のわずかの収入、こういうようなものも当然やはり課税の対象に入れられておるといふ問題が、これは先般の大蔵委員会で和歌山県における実例で申し上げたときにも、その点を指摘しておいたのですが、あるわけでありまして、それから炭鉱等における、いわゆる石炭増産の見地から設置いたしました病院の關係におきましても、同様の事実が現われておる。さらに労働者の全般的ないわゆる福祉施設として、これは賃金その他の面において、カバーできないものを補う意味においてやつておられます給食、ことに残業等の形において、ピッチを上げなければならぬというふうな關係において夜食を支給しておられることも、これもいわゆる金額に換算いたしましてこれに対する課税となる。こういうふうな形で、広く申しますならば社会政策として行つていふものに対しては、むしろそれを促進するということではなくして、社会政策的な施設の促進の見地に立つて行つていふものに対して、むしろそれを阻害するような意味の課税が、所得のあるところには必ずそれを追求して課税するのだという一つの公式的な議論から行われている問題が、私は数え上げてみればたくさんあると思ひます。この点は、今三宅委員からも指摘せられましたように、政府が通常国会には当然税制に関する抜本的な改革案を出されるわけでありまして、その際において、こうした点については十分その目的を阻害することのないよう、税制の改革をやつてもらわなければならないと思ひます。社会保障制度全般については、政府の方で

もいろいろの研究を重ねておられることとはわれわれも了解しておることでございまして、それと矛盾するような課税面の欠陥を、来るべき通常国会における税制の抜本的な改革において、必ず実行していただきたいと思ひます。この点に對する大蔵政務次官の御見解をこの機会に承つておきたいと思ひます。

○水田政務委員 確かにお説の通りで、これは現在考えております。たとえ健康保険の話をしましたが、健康保険に言わせると、あの保険はもろからないので、収入の少くとも五〇%ぐらいのところへかけてくれなければいけないと言つて、現在七〇%ぐらひかけておるのであります。こういう問題で、保険料の収入だけでやつていふ医者に對しても、一般の医者と同じようにかかるのは不当だといふような問題がございまして、そういう問題に對しましては、保険収入に對して一般の所得とは區別して、源泉課税で二〇%なら二〇%税をかけるか、あるいはなことで解決したらどうか。そういう種類のものを全般的に現在検討しておりますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○島村委員 未復員者給与法の一部を改正する法律案及び特別未帰還者給与法の一部を改正する法律案につきましては、討論を省察しましてただちに採決せられんことを望みます。

○川野委員 島村君の動議に御異議ございませんか。

○川野委員 御異議がないようでございますから、これより討論を省察して採決に入ります。

未復員者給与法の一部を改正する法律案及び特別未帰還者給与法の一部を改正する法律案について、賛成の諸君の起立を望みます。

○川野委員 起立総員。よつて両案は原案通り可決いたしました。なお報告書の作成その他の件につきましては、委員長に御一任願ひます。

○川野委員 次は輸出信用保険特別会計法案を議題として質疑を続行いたします。

○佐久間委員 私は再建のために貿易が非常に重要な役割を果すように考えられることは当然でありまして、先般の総理大臣並びに大蔵大臣の演説の中にも、これを重視しておられるようにわれわれは聞いたのであります。なおまたこの中に失業者を吸収するといふようなことまで言われておるのであります、今後貿易に對する関心が高まつて来るということは必然でありまして、それについて政府といたしましては、これらの育成あるいは進展のためにいろいろの方策を考へ、こういうことにならぬのであらうと思ひますが、その結果こういつたような輸出信用保険法というものが出て参つたと私は考へております。つきましてはこの根本法であるところの輸出信用保険法案というものが審議されました、その結果輸出信用保険特別会計法案がこの委員会に付託された、こういう順序であらうと思ひます。しかしこの根本法であるところの輸出信用保険法案の概要がわからない、この審議がなか／＼はかどらないだらう、こう思ひますので、一応この内容について御質問したいと思ひます。幸いこ

の法の直接の当事者であるところの官  
 輔政務次官が出ておられます。宮輔次  
 官はいわばこれはホーム・グラウンド  
 であります。そこで幸いにこの席上で  
 高邁な政治識見をわれわれは聞かせて  
 いただくことを期待いたしました。御  
 質問いたす次第であります。そこでこ  
 の法案が出るにつきましたは、偶然に  
 これがごとと出たのではないだろう  
 と思ひます。政府は先ほども私が申し  
 ました通り、輸出振興のためにいろい  
 ろの方途を考えておられた。たとえて  
 言うならば、金融の面におきましても  
 保証的の法案を考えたであらうし、あ  
 るいはまた信用保証という面も十分に  
 考慮せられたらうと思ひのであります  
 が、この法案は出て参りません。ま  
 あいわけば末端の方のこの保険法案にか  
 わつて出て来たんじゃないか、こうい  
 う考えをわれわれは持つのでありま  
 す。その間何らかの事情がここには伏  
 在しておはせぬか。政府の意図と反  
 するといふような一反するといふの  
 ではないかもしれません。なまにまさ  
 るであらうと思ひますが、この法案が  
 出て参りましたにつきましての諸般の  
 事情をお聞かせ願うことができるなら  
 ば、発表し得る程度でけつこうでござ  
 いますから、ひとつ宮輔政務次官の御  
 高見を承りたいと思ひのであります。

に、現在の日本が経済自立達成のため  
 に、輸出を第一主義に展開いたしました  
 て、通商産業省というふうなもので  
 き上つた経過もまた御承知の通りであ  
 ります。しこうして輸出の振興のため  
 には、これまた十分御承知のように、  
 国内の産業の振興が前提であつたわけ  
 であります。従来経過におきまして  
 は、適切な言葉かどうかは存じませ  
 んが、巷間使用されておりましたところ  
 の言葉で申せば、飢餓輸出をやつても  
 輸出をせなければならぬ、こういふ状  
 況になりましたが、その後国際諸情勢  
 の変化、ことには最近のポンドの切下  
 げ及び日本におきまるところのドル最  
 低価格、いわゆるフロー・ブライズ  
 の撤廃、あるいはローガン構想の示唆  
 等もありまして、この面が大きく転換  
 しております。すなわち飢餓輸出の面  
 から、いわゆる満腹輸出という形にな  
 つて参つた。この満腹輸出は一時は輸  
 出不振の時代もあるかもしれませ  
 んが、やがては輸出の振興を期待でき  
 るものであつて、通商産業省としては非  
 常に期待をかけて進んでおるのであり  
 ます。

「委員長退席、島村委員長代理着  
 席」  
 しこうして輸出を振興せしむる方途  
 につきましては、佐久間委員もおそら  
 く胸中にそれらの御構想をお持ちに  
 なつておられることは十分わかるのであ  
 ります。しかしながら今まで管理貿易あ  
 るいは政府がごとごとく許可を与える  
 というふうな貿易方式におきまして  
 は、輸出は振興して参らぬ。従つて  
 ローガン構想で教えられましたことに  
 よつて輸出自由の原則にもどりたい。  
 若干の許可承認事項はまだ残ります

が、輸出については大体八五％程度が  
 自由になつた。こういふ状況から考え  
 ますと、御説の輸出金融というものが  
 国内の現下の金融事情と照し合せまし  
 て、通商産業省としては大きく考慮を  
 拂わなければならない問題である。そ  
 こでまず輸出の船積み後の金融という  
 ものは、これはなまななければならぬの  
 であります。それよりも根本的な  
 ものは、結局輸出の契約が成立したし  
 まして、船積みされますまでのいわゆ  
 る輸出事前の金融ということ配慮い  
 たさなかつたならば、日本の産業経済  
 の実情に即した輸出金融はできない。  
 こういふ観点から、しばらく前からそ  
 の筋の方と折衝を進めて参りました。  
 すでに通商産業委員会あるいはその  
 他の機会あるごとに、国会の機関に御  
 報告申し上げるには、第六国会にお  
 きましてぜひとも輸出金融保証法とい  
 うもの、すなわち国家がある程度の損  
 失を負担するのだ。通常の保険契約に  
 よつて損失の負担のできないものは、  
 国家がかつて金融機関との包括保  
 証契約を結ばしめて、その保証契約は  
 政府と金融機関の集合体との契約によ  
 つて、金融機関を通ずるところの輸出  
 業者に対する保証制度を実施いたした  
 い、かように考へて、法案の示します通  
 り、輸出保証制度法というものを考へ  
 て交渉いたしましたのであります。現在  
 の財政経済政策は、すでに御存じの通  
 り政府が特定の業者あるいは一階層等  
 に対しまして、補助あるいは援助とい  
 うふうなことを与えることは、根本的  
 に認められない情勢に相なつた。われ  
 われの考へました保証制度というもの  
 は決して補助金でなく、あるいは援助  
 助成でなくして、ほんとうの相互保険

だ、保険の制度を延長した趣旨に行く  
 ものであるといふことをる説明いた  
 しましたが、現下の情勢におきまして  
 は、この了解が困難となりまして、こ  
 れはどうしても保険ならば保険の精神  
 で行くよつといふことで、第二段階  
 としては、保険の精神でもけつこうで  
 あるが、これは金融機関を通じてやる  
 保険、しかも貨物積出し前に契約後の  
 金融をやる、ここに生命があるのだと  
 いふことを強調いたして交渉いたしま  
 したが、事前金融はまかりならぬ、お  
 おむね英国式の保証制度にならつて考  
 へたらよからう、かようなことで、今  
 度は保険会社との包括契約をいたしま  
 して、保険会社と輸出業者との間に結  
 ばれます通常の保険契約で負担できな  
 いところの事項を保障する。これに対  
 しまして政府が特別会計を設け保証す  
 る制度、かような段階になつて参つた  
 のであります。しかしながら日本の輸  
 出振興をはかるという上においては、  
 貨物積出し前の金融措置が講ぜられな  
 い以上、はなはだもつて金融面から見  
 ます輸出振興といふことは心もとな  
 いわけでありまして、現状におきまし  
 てはこの法律がやむを得ないものであ  
 る。またこれが設けられないよりも、  
 これが実施せられた方がまさつておる  
 ことは当然でありますけれども、これ  
 をもちまして輸出金融万全なり、ある  
 いは輸出金融がこれによつて解決され  
 るであらうなどといふことを考へてお  
 るものではないのであります。この点  
 をお含みくださいまして、どうぞ委員  
 各位におきまして十分なる御審議、御  
 検討をいただきたいことをお願い申し  
 上げます。

りまして、その間の事情がはつきりい  
 たして参つたのでありまして、その点  
 に関しましては非常な御努力をお拂い  
 になつたといふことをほのかに聞いて  
 おりますが、まさにその通りであり  
 ました。客観情勢がせつかく企図され  
 ました金融、いわゆる事前の金融措置  
 について及ばなかつたといふことは非  
 常に残念に存じます。将来その面にな  
 お一層の御努力をいただくことが期待  
 できると私は思つております。

そこでこの保険の内容の問題につ  
 て多少お聞きいたしたいと思ひのであ  
 りますが、この保険はいわゆるマリ  
 ン・ポリシーの中にインクルードされ  
 るものであると承知しております。し  
 かしそうなりますと生産資金というも  
 のについての保険は保証はないわけだ  
 と思ひますが、この点はどうでありま  
 すか。

○前野説明員 たいま政務次官の方  
 から御答弁いたしましたように、輸出  
 の船積み前の金融につきましては本法  
 案は触れておらないのでございます。  
 従つて生産資金につきましてはこの法  
 案ではカバーされておらないのであり  
 ます。

○佐久間委員 生産資金については別  
 にカバーできないといふことでありま  
 すが、しからはこの法案は業者と保  
 険会社の直接契約によりまして、政府が  
 これを再保険するといふ形をとるのか  
 どうかといふことを御説明願ひたい。

○宮輔政務委員 たいまのお尋ねで  
 あります。これは法文の第二條にあ  
 りますように、包括保険契約に属する  
 ものであると御了承を願ひたいと思  
 います。

○佐久間委員 包括保険契約であると

いうことはまさにその通りでありま  
す。この中に担保の條項が記載されて  
あるようにございますが、これを見ま  
すと、なるほどこれはほとんど不可抗  
力に近いようなものでありまして、政  
府がこれに対して保証を与えてやる、こ  
ういふことによりまして貿易が進展し  
て参るのが当然でございます。そこ  
でまあわれ／＼は了承しておりますけ  
れども、野党方面から考えて政府は当  
然保証をしてやつた方がいいというよ  
うなものに対して、保険料をとつてそ  
の保険料でやつてやるというふうなこ  
とは、どうも少しどうかとの御意見が  
出て来るだろ／＼と思つてすけれど  
も、政府がどれだけ予算措置をなす  
のであります。それに対して初めか  
ら政府はどれだけの腹をもつてこれに  
対するといふのであるか。全部保険料  
をもつてこれをカバーして行く考えな  
のか。この点をひとつ御説明願いた  
いと思つてます。

○宮内府委員 まことにござつとも  
だと存じます。修正予算の中に載つて  
おりますように、予算措置として五億  
の資金を特別会計に入れることになつ  
ております。それでたゞし事前金融に  
対します一種の保証的な措置が講ぜら  
れたといつたとしても、これは独立採  
算制でやつて行くことが基本の方針に  
なつております。本法を基準にして申  
上げますと、保険料として頂戴するの  
は政令で定めることになつており、し  
かも審議会の議を経て定めるのであり  
ますが、今の千分の二・五を事務費そ  
の他の費用としてとらう。資金の点に  
つきましてはものによりましてはこれ  
によつて消耗いたさないと思つて。た  
とえば損失を補填いたしましたなら

ば、その保険会社の損失の点に對して  
一つの求償権をこの特別会計が取得  
いたしました。この特別会計の権限内  
におきまして、この求償権によりまし  
てその損失補填額を保険会社から回収  
できる、かういふような形もとれるで  
はなからうかと思つて。元々事前金融  
を本體として考えたのでありまして、  
事前金融によつてまかなつて参りまし  
たならば、今年度五億の金をもつて操  
作いたしましたも、結論におきまして  
は千分の二・五の保険料が完全に独立  
採算制がとれる。しかもこれによりま  
して相当の面の損失保証といふこと  
が達成できる、かように考えているも  
のであります。その気持ちにつきましては  
はただいまもわかりません。これを政  
府の負担において、一般会計の負担に  
おいてやるということは、当初から持  
つていないことを御了承願ひたいの  
であります。

○佐久間委員 これは英國の方でやつ  
ておりますように、英國では生産資金  
までこの中に入れてやつていたよう  
でございますが、ここに出て参つたのは  
生産資金の分は除いたものになつてい  
るようでございます。将来この保険の  
不備と申しますとたくさんございま  
すので、實際はこれを業者に適用いた  
しましてあまり喜ばないし、輸出業者  
にいたしましても期待とはなはだかけ  
離れているように考えられますので、  
政府は將來かういふ面について相当研  
究もし、考へても参らうかと思つて  
つきましてはこの内容をあまり私が  
ひねくりまわしまして、今ここでやる  
必要はないことだろ／＼と思つて、  
せつかくかういふ案を考へつかれて、  
輸出振興のために何らかの手を打と

とする政府のお心持はよくわかるので  
あります。私は將來の問題として、  
課題として残さるべき問題だろ／＼と存  
じますので、内容はあまりお聞きいた  
すまいと思つて。どうかひとつ、時  
間的余裕がなかつたらうと存じますか  
ら、十分これを御研究いただきまし  
て、今後なお一層完璧を期するようお  
願ひ申し上げておきます。内容の質  
問は後日にまわそうと考へます。この  
点お願いいたします。

○宮内府委員 たいへんうがつたお  
説を伺ひまして、われ／＼といたしま  
して感謝にたえないのであります。こ  
れは御承知のように英國には信用保証  
局といふものが設けられており、しか  
も海外にそれ／＼の機関を持ちまし  
て、保險事故の査定を自由にできると  
いう立場にこの英國式の制度にな  
ぞつたものであります。日本はい  
まだ非常に評判の悪い貿易の域を脱  
しておられない。海外に駐在する財務  
官、商務官もまだ実現していない。  
近くその運びになるのでありますが、  
いづれにしても世界全部にわたしま  
してさうなことの措置が講ぜられるの  
は、まだ相当後であると思つなければ  
ならない。そこで英國式の方では佐久  
間さん御承知の通りに千分の十の保險  
料をとりまして、これはまづたく獨立  
採算制でやつております。こちらの方  
は生産資金をはずしました貨物積出し  
後の金融は、お説のようにまづたく消  
極的なものであります。しかしながら  
先ほど申し上げましたように、やら  
ないにはまざる、かういふ程度であり  
まして、まづもつて輸出振興の第一  
策として、これを御審議願ひ、し  
かして第七国会も連続的に開會せられ

るのでありますから、その機会におき  
ましてさらに一層の努力を次から次  
にと積み上げまして、眞の輸出金融が  
達成せられますように努力いたして参  
りたいと存じております。その点につ  
きましては、あるいは損害保險の行政  
全般を、かつての組織のように通商産  
業省におもとし願ひ、あるいは保險行  
あるいは保險局といふようなものを設  
定いたしました、いまだ十分でない  
考へられます法律の運用にも、行政機  
構がまづたく密着いたしますような制  
度等を考へておるわけでありまして。そ  
れらにつきましては、行政管理庁に對  
しまして行政制度の改革を、通商産業  
省案としてすでに申し入れてありま  
す。もちろん大蔵省等との関係もあり  
まして、まだ国内におきます意見も  
整つておるわけではございませんが、  
輸出振興という大目標から、どうして  
もかような線に進まなければならない  
と、せつかく努力を重ねておる次第で  
あります。どうぞ大蔵委員各位におか  
れましてこの実情を御了承の上、絶  
大な御支援を賜わりたいといふこと  
をこの際特に申し上げておきます。

○島村委員長代理 午前中はこの程度  
にいたしまして、午後は一時半から質  
疑を続行することいたします。  
しばらく休憩いたします。  
午後零時三十二分休憩  
〔休憩後は開會に至らなかつた〕  
〔参照〕  
未復員者給与方法の一部を改正する法  
律案〔參議院提出に関する報告書〕  
特別未復員者給与方法の一部を改正す  
る法律案〔參議院提出に関する報告  
書〕  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年一月九日印刷

昭和二十五年一月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所